

第 6 回会議での協議部分についての条文（案）

（審議会による検証等）

第●条 この条例に基づく市民参加及び協働の推進についての検証等は、岩倉市自治基本条例に基づき設置される岩倉市自治基本条例審議会により行うものとします。

（住民投票に付することができる事項）

第●条 住民投票に付することができる事項は、（岩倉市市民参加条例）第●条第 1 項のうち他市との合併等、市全体に重大な影響を及ぼす事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるものとします。ただし、次に掲げる事項を除きます。

- (1)（岩倉市市民参加条例）第●条第 1 項第 5 号に規定する事項
- (2)法令の規定により住民投票を行うことができる事項
- (3)執行機関の組織、人事及び財務に関する事項
- (4)もっぱら特定の市民又は地域にのみ関係する事項
- (5)前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

（投票資格者）

第●条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、年齢満 18 歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き 3 月以上岩倉市に住所を有するものとします。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、住民投票における投票の資格を有しません。

- (1)公職選挙法第 11 条第 1 項若しくは第 252 条、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 28 条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成 13 年法律第 147 号）第 17 条第 1 項から第 3 項までの規定（以下「公選法等規定」という。）により選挙権を有しない者
- (2)前項に規定する者のうち年齢満 18 歳以上 20 歳未満の者を公職選挙法第 9 条に規定する選挙権を有する者とみなして公選法等規定を適用した場合に選挙権を有しないこととなる者

(情報の提供)

第●条 市長は、住民投票を実施するときは、当該住民投票に関し必要な情報を
広報紙等により提供しなければなりません。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に際しては、住民投票に係る事項につ
いての中立性の保持に努めるものとします。

(投票運動)

第●条 住民投票に関する投票運動は、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が
拘束され、又は不当に干渉されるものであってはなりません。

(再請求の制限期間)

第●条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示されて
から3年が経過するまでの間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項につ
いて住民投票を行うことはできません。